

第18回 通常理事会 議事録

(2023-2024年度 第18回)

日 時：令和6年11月21日（木）15:00～17:30

会 場：神奈川県建築士事務所協会会議室 および WEB会議システム（ZOOMを利用）併用

○	平山 正義	○	山口 英生	○	小松 正道	○	山口 雄	○	古室 大悟 WEB	○	白川 幹	○	鈴木 武昭
○	有泉 絵美 WEB	×	名和 靖晃	○	永島 優子	×	鈴木 與	○	長友 寛昌	○	古谷 雄一	×	高橋 康
×	大和田 優	○	福田 亮一	○	田中 正幸	△	矢野 高 WEB	×	奈良 直史	○	伊藤 耕人 WEB	○	杉本 勝郎
○	佐藤 眞吾	○	松井 正 WEB	×	渡邊 靖	○	小泉 厚	○	山中 信悟	○	酒井 弘幸		
	監事	○	平野 武洋	×	山本 敏夫	○	椋 茂廣				日事連副会長	○	白井 勇
(事務局)磯部事務局長、野口総務課長、 小林業務兼登録課長								議事録作成者:酒井専務理事 (事務局)磯部					

出席者：21名（△は定足数確認時に不在）

司会：古谷総財務委員長

- ・平山会長挨拶
- ・定足数の確認 27名中（ 20 ）名出席。過半数出席のため定款第43条により会議成立を報告。
- ・定款第47条により議事録署名人は会長と出席した監事とした。
- ・定款第42条により会長が議長となり議事を行う。

1 審議事項

第1号議案 会員の入会等について承認を求める件

資料1-5により、磯部事務局長から以下の通り説明。

- ・正会員の入会 （ ）は指定代表者名

川崎支部 みなと設計室一級建築士事務所（杉山 康之）※入会日12月1日

- ・正会員の退会 なし

以上1社の入会を承認。入会1社、退会0社、現在会員数742社。

- ・賛助会員の入退会 なし 現在会員数99社。

第2号議案 賀詞交歓会の開催について承認を求める件（令和7年1月23日）

資料1-1により、磯部事務局長、古谷理事から以下の通り説明。

日時：令和7年1月23日（木） 受付16：30 開宴17：00～19：00

会場：ロイヤルホールヨコハマ4F エリゼの間

会費：6,000円/人

その他：①令和5年度と同様に令和6年入会者は、会費半額（3,000円）とします。

②参加者増のため、以下の企画を実施する予定。

- ・マロニエBIMコンペかながわ2024 二次審査YouTube公開
- ・第66回神奈川建築コンクール表彰作品の展示

③予算の都合によりレセプタントがないため、来賓対応について理事の皆様へ配慮をお願いした。

<スケジュール>

- ・11月下旬 来賓への案内送付（案）
- ・11月下旬 支部長への協力依頼送付（案）
- ・12月初旬 会員および賛助会員への案内送付（瓦版およびメール）（案）
賛助会員への案内送付（メール）（案）

以上、原案通り開催が承認され、スケジュールの通り進めることとした。

また、開催方法等の詳細につきましては、正副会長で対応させて頂くことも併せて承認された。

第3号議案 神奈川県建築会議 委員推薦について承認を求める件

資料1-2により、平山会長、古谷理事から以下の通り説明。

		委員の氏名
1	役員会	山口 英生（横浜支部 港設計）
		山口 雄（県西支部 有限会社山口建築事務所）
		白川 幹（横浜支部 株式会社白川設計）
2	防災・災害対応委員会	永島 優子（川崎支部 有限会社ノマド）
		矢野 高（秦野支部 矢野建築事務所）
		早川 慶太（藤沢支部 はやかわ建築計画）
3	情報企画委員会	長友 寛昌（川崎支部 長友建築研究室）
		風呂迫 泰寛（横浜支部 株式会社田辺設計）
		小山 美智恵（横須賀支部 Archi-JAM Workshop 合同会社）

以上、原案通り委員推薦が承認され、神奈川県建築会議へ提出することとした。

第4号議案 ホームページ改訂に係るホームページ作成会社との契約について承認を求める件

資料 1-3 により、白川理事から以下の通り説明。

< 契約の概要 >

契約先 株式会社メディアプライムスタイル (サポセンと同業者 賛助会員)

金額 715,000円 (税込) (委員会予算: 800,000円内)

支払い 2024年12月20日

著作権 納品後は、神事協に帰属 (第12条) ※ 別添契約書参照

知的財産権 全て神事協に帰属 (第13条) ※ 別添契約書参照

ホームページ制作業務委託契約書 (案)

甲 : 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会

乙 : 株式会社メディアプライムスタイル

2024年10月25日

契約書番号 MPS20241025K

管理番号 MPS20241025K

発行元

〒335-0004

埼玉県蕨市中央 3-19-20

株式会社メディアプライムスタイル

ホームページ制作業務委託契約書

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 (以下「甲」という。) と株式会社メディアプライムスタイル (以下「乙」という。) とは、甲乙間において次の通り契約を締結する。

第1条 (目的)

1. 甲は、ホームページ関係の制作業務 (以下「本業務」という) を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 (本業務)

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供する HTML によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページ (またはショッピングサイト) を制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン (デジタルライズ)。

3. ホームページを公開するためのレンタルサーバの手配。
4. ドメインに関して、新規取得、移管代行、メールアカウント取得。

第3条（仕様書）

1. 甲は納入物の満たすべき仕様がある場合は、文書にて乙に仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第4条（見積書と注文書の発行）

乙は、受託内容、支払総額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）、及び注文書（以下「注文書」という）を甲に提出する。

第5条（保守等）

本契約と関連することを明示した個別契約（納品後の修正、ページ追加等）は、甲・乙双方が本契約書に記名捺印した日より効力を生じ、一年間存続する。ただし、期間満了の2か月前までに甲・乙何らかの書面による契約終了の意思表示がない限り、本契約は期間満了日の翌日より1年間延長されるものとし、それ以後の期間満了に際しても同様とする。

第6条（制作料金）

1. 商品の売買代金は、支払総額 金 715,000 円（消費税込み）とする。
2. 支払条件

制作料金 支払金：金 715,000 円（消費税込み）とする。
支払日 2024 年 12 月 20 日

3. 甲は、支払条件に則った支払方法にて制作料金を支払うものとする。なお、振り込み手数料は甲が負担する。但し、事前に甲乙間で支払に関する条件が話し合われた場合はその条件を優先する。

第7条（制作期間）

1. 本業務の制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が注文書にある場合は、注文書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が注文書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。
3. 甲からの指示により、注文書提出後に制作内容に変更があった場合、注文書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第8条（キャンセル料金）

制作着手後の甲の都合により、本契約を解除する場合については、甲は乙へ制作進行状況により以下に定められるキャンセル料を支払うものとする。

なお、制作量パーセンテージは乙による査定とする

1. 10% 支払総額の3割（ディレクション作業着手）
2. 30% 支払総額の5割（ワイヤーフレーム作業着手）
3. 50% 支払総額の5割（デザイン作業着手）
4. 80% 支払総額の10割（コーディング作業着手）
5. 100% 支払総額の10割（公開作業着手）

第9条（納品）

乙は甲に対して、甲指定の場所において商品を引渡すものとし、所有権は「作業完了確認書兼納品受渡書」を乙が甲に提出し、甲が内容を了承した証しとして、「納品受領確認書」に押印し乙が受領したときに納品完了として甲に移転するものとする。なお本制作物の滅失、毀損その他全ての危険負担についても同時に甲に移転する。

第10条（制作物の返品・再制作）

納品物の再制作の必要がある場合は、費用は甲が負担し、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。なお納品物の返品はできないものとする。

第11条（契約不適合責任）

納品から365日以内に、本制作物に契約との不適合が発見された場合、乙は速やかに甲と協議し、必要な無償修補する。但し当契約との不適合が、本制作物に対して乙以外の者による造作・工作がなされたことによる場合にはこの限りではない。

第12条（著作権）

1. 本制作物の著作権は、本業務に係る制作料金が完済されたときに、乙から甲に移転する。
乙は、著作権移転後においては、著作者人格権を行使しない。
2. 甲が本制作物の使用に関して、第三者から権利侵害等の理由に基づく苦情又は請求を受けた場合は、甲は乙に対し遅滞なくその旨を通知し、甲乙は、協議により必要且つ可能な対策を講ずるものとする。但し、甲と第三者との紛争の原因が、制作物作成過程において甲の指示、仕様に起因する場合は、乙は責任を負わない。

第13条（知的財産権の帰属）

本制作物の制作過程において行なった考案等の著作権その他の権利を含む知的財産権は、甲が行なった場合は甲に、乙が行った場合にも甲に帰属する。

第14条（責任制限）

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、第6条記載の支払総額を超えては責任を負わない。

第15条（禁止行為）

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害し、または侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第16条（期限の利益の喪失について）

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第15条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第17条（機密保持）

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第18条（不可抗力）

1. 地震、台風、津波その他の天災地変、輸送機関の事故、不慮の事故や疾病その他の不可抗力により、本契約の全部又は一部の履行の遅延又は履行不能が生じた場合には、甲乙ともにその責任を負わないものとする。
2. 前項に定める事由が生じた場合には、直ちに相手方に対しその旨の通知をし、以後の対応について協議する。

第19条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により直接且つ現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して損害賠償を請求することができる。但し損害賠償額については、甲乙が本業務の対価として定めた商品の売買代金を累積限度額とする。

第20条（協議および管轄裁判所について）

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲及び乙は、以上のとおり、契約が成立したので、これを証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 印

乙 〒335-0004
埼玉県蕨市中央 3-19-20
株式会社メディアプライムスタイル
代表取締役 松本勝夫 印

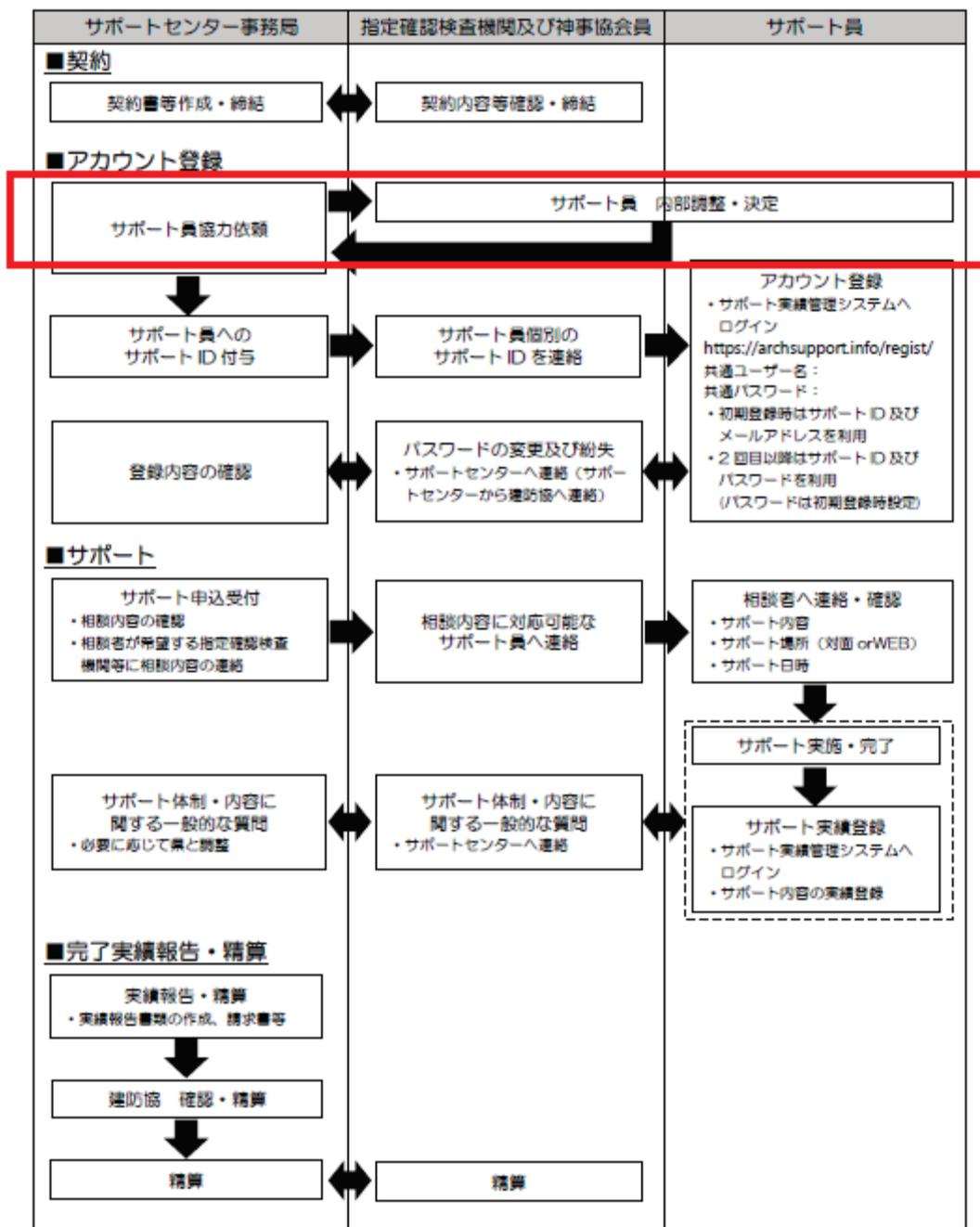
以上、原案通り契約締結が承認された。

第5号議案 改正建築基準法・改正建築物省エネ法の円滑な施行に向けたサポート体制に係るサポート員について正副会長の専決とすることに承認を求める件

資料 1-4 により、山口雄副会長から以下の通り説明。

サポート員については、指定確認検査機関の職員と当会会員を想定。神奈川県建築指導課より指定確認検査機関（県内9機関と神奈川県を管轄する39機関）へサポート員の協力依頼をしている。

神奈川県建築士サポートセンター サポート体制の流れ（案）



以上、原案通りサポート員について、正副会長の専決事項とすることが承認された。専決した内容については、次回理事会で報告することとした。

また、業務契約については、指定確認検査機関と締結を予定。

第6号議案 2026年度 設立50周年記念の実施に向けた対応について承認を求める件

資料3-1により、古谷理事から検討事項で説明した内容について、審議事項としたことを説明。

以上、原案を一部修正することで承認された。

また、支部長へ委員の推薦依頼をすることとした。

2 報告事項

第1号報告 会員入会等の報告

資料2-1により、磯部事務局長が報告。

- ・正会員の入会 () は指定代表者名
横浜支部 GLA エンジニアリング株式会社 (宮川 久)
大和綾瀬支部 小幡剛志一級建築士事務所 (小幡 剛志)
相模原支部 石橋ホーム二級建築士事務所 (堀内 温子)

- ・正会員の退会 () は指定代表者名
横浜支部 株式会社三井ホームデザイン研究所一級建築士事務所 (大芝 宗一郎)
川崎支部 有限会社折笠幸男建築設計事務所 (折笠 幸男)
大和綾瀬支部 有限会社徳豊設計 (小幡 剛志)
横浜支部 株式会社北全一級建築士事務所 (北川 雄二)

以上、入会3社、退会4社 会員数741社

- ・賛助会員の入退会 なし 会員数99社

第2号報告 後援の報告 (正副会長専決)

資料2-2により、磯部事務局長が報告。

公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部神奈川地域会 (JIA 神奈川) より依頼があり、正副会長の専決事項として後援承諾したことを報告。

事業名：JIA 神奈川建築フォーラム 2024 能登半島地震における復興支援活動シンポジウム
～若手建築家らによる「みんなの家 (能登)」からみる能登半島の実態について～

日 程：12月7日 (土) 16:00～18:30

場 所：関東学院大学 関内キャンパス (横浜市中区万代町 1-1-1)

第3号報告 職務執行状況等の報告 (4月～9月 ※定款第29条第9項)

資料 2-3 により、定款第 29 条第 9 項に基づき平山会長と酒井専務理事が報告。

<参考 定款第 29 条第 9 項>

会長、専務理事、常務理事及び第 6 項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- ・ 2024 年度前期の決算報告
- ・ 2024 年度前期の事業概要報告

第 4 号報告 中間期における監査に準じた書類審査の報告

資料 2-4 により、11 月 7 日に以下の通り実施したことを山口英生副会長が報告。

(審査の方法)

定款に基づき予算議決の目的に留意し、2024 年度前期の事業運営結果とも照合し、収支明細書、諸帳簿及び伝票について、事務局の説明を求め審査及び確認をした。

(審査結果)

予算の執行状況は、適法適正に執行され関係帳簿も正確に記載され、その目的はおおむね達成されたものと認めます。また、会の運営及び資産も健全に保持されており、審査の結果正当であったことを報告

第 5 号報告 事務局職員（新卒者 1 名）内定の報告

平山会長より以下の通り報告。
神事協の持続可能性のために雇用する。

氏名：東條 遥 様（2025 年 4 月から入社予定）

第 6 号報告 改正建築基準法・改正建築物省エネ法の円滑な施行に向けたサポート体制に係る業務内容の報告

資料 2-5 により、山口雄副会長が報告。

建築士サポートセンターを全国に設置します！ ～改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑な施行に向けて～

2025 年 4 月の改正建築物省エネ法・建築基準法の全面施行に向けて、「建築士サポートセンター」を各都道府県に設置し、本日（11 月 1 日）から、遅くとも 2025 年 1 月までの間に順次運用を開始します。

2022 年 6 月に公布された改正建築物省エネ法・建築基準法（以下「改正法」という。）には、①原則全ての新築建築物等で省エネ基準適合を義務化、②木造戸建住宅等の建築確認手続きを見直し、③木造戸建住宅等の壁量計算等を見直しなど、市場への影響が大きいと見込まれる事項が盛り込まれており、いよいよ 2025 年 4 月に施行されます（別紙 1）。

< 閲覧 >

10月：4件

3 検討事項

(1) 2026年度 設立50周年記念の実施に向けた対応について

- ・資料3-1により、古谷理事から以下の通り提案を説明。

2026年度開催予定の神事協設立50周年記念事業について

■記念事業の目的

50周年は半世紀の大きな節目となることから、今後の神事協及び建築設計界が向かうべき方向性についてメッセージを発信することを目的とする。

発信する対象は、昨今の建築設計界を取り巻く環境、次世代の設計者が我々の業界に入っていない現状から、県民・市民、次世代の建築技術者、学生等へ向けた発信に重点（イメージとして6～70%）を置く。

■実行委員会発足までの流れについて

方針として 準備委員会で骨格を決めてから実行委員会を発足し、事業を推進する。

A 準備委員会について

1. 準備委員会委員の属性

2024年元旦時点で60歳未満の神事協会員

2. 準備委員会委員の人数

10人+1人（ファシリテーター）

*ファシリテーター：委員長ではなく、中立、つなぎ役、相談役、世話役のイメージ

3. 準備委員会委員の選出方法

ブロック推薦：8人、理事会推薦：2人以内、ファシリテーター：理事会推薦1人

4. 準備委員会で決定する事項

(ア) 記念事業の目的に沿って以下を決定

(イ) 記念事業のテーマの決定（具体的方向性の検討・決定）

(ウ) 概要の決定（予算の規模（現在積立金の内？それ以上？等）、事業期間等の開催規模

の方針決定)

(エ) 実行委員会の人数、選出方法の決定

5. 準備委員会のサポート体制

(仮称) サポート隊を設定し、準備委員会の要求に応じて随時サポートする。

B (仮称) サポート隊について

1. (仮称) サポート隊の属性

(ア) 40周年時の実行委員会メンバー（メンバーからの了解方法は？理事会決議で良いか？）

(イ) 理事会（理事）

2. (仮称) サポート隊の役割

(ア) 経験の伝承。あくまで準備委員会のサポート。

(イ) 40周年実行委員会名簿、過去資料の整理・提供

C スケジュールについて

2024年11月理事会にて

「準備委員会で骨格を決めてから実行委員会を発足させる案」の承認
→ 準備委員会委員募集開始

12月理事会にて

準備委員会委員の承認 → 準備委員会のキックオフ

2025年 4月理事会にて

実行委員会委員の選定方法を承認→実行委員会委員募集開始

5月理事会にて

実行委員会委員の承認、準備委員会から提案されたテーマ等の承認、
準備委員会解散

(ご意見等)

○記念事業の目的について

- ・良い。
- ・学生等とコラボレーションするイベントを実施するのでしょうか。
→ 準備委員会で検討頂く。
- ・会員に向けての広報は、どうするのか。準備委員会で検討する内容ではあるが、気になったので

発言した。

- ・ 県民・市民、次世代の建築技術者、学生等へ向けた発信に重点（イメージとして6～70%）置くとしているが、90%でも良いのでは。

○準備委員会について

- ・ 準備委員会委員の属性について、「2024年元旦時点で60歳未満の神事協会員」となっているが、若い人のイメージでは無かったか。
 - 原則60歳未満としては。
 - 「熱意と元気のある方を募集します。」に修正することとした。
- ・ ファシリテーターのイメージは
 - 正副会長をイメージ
- ・ 準備委員会の設置期間は
 - 3か月程度を想定。

以上、意見等を募集したが意義が無かったため、本日の審議事項に追加することを提案し、了承されたため、第6号議案とした。

(2) 会員著書書籍等を利用した講習会等（今後の実施対応）について

- ・ 資料3-2により、山口雄副会長から以下の通り説明。
（経緯等）
過去に会員個人の宣伝は良くないとの話があった。また、会員が講師をすることも否定的であった。（案内についても、会員の記載があることに否定的でした。）
書籍の内容についての協議ではなく、今後のためにも取り扱い方針を決定したい。

（ご意見等）

- ・ 会員個人の作品集等は、難しいと思う。
- ・ 内容が実務書であれば良いのでは。
- ・ 平塚支部でも講習会を実施予定。

以上のことから、原則委員会で判断するが、難しい場合は理事会等で検討することとした。

(3) シンプルでわかりやすい組織への検討（委員会再編等含む）について

- ・ 資料3-3により、古谷理事から以下の通り説明。
正副会長からの提案として下記を理事会で検討してもらうため、下記を理事会検討事項とする。

■役員任期の節目を間近に控え、各委員会の活動について見直しを行いたい。

1 各委員会の所掌内容の確認（今後の運用としての提案）

- （1）毎年年度初頭に前年の振返りと共に定款・定款細則等に記載の各委員会所掌内容を確認する。

(2) 次年度活動計画・予算策定の際は上記定款・定款細則等を確認し検討する。

2 検討依頼書の活用（今後の運用としての提案）

(1) 委員会で必要と判断しそれが他の委員会の所掌と判断される事案は検討依頼書を活用して検討依頼を行う。

3 各委員会の来季の運営及び検討について

(1) 特別/災害時対策特別委員会：休止していたが復活したい。 → 2025年度から背景としては、災害対応の実効性を高めるニーズがあること、行政との連携が必要なこと、他団体との連携が必要な事等から、神奈川県建築会議と連携した活動が必要なため。

(2) 常設/統括委員長会：現役員体制になってから開催していないが、細則に則り2024年12月9日に今年度事業計画・予算の総合調整で活用予定。

(3) 各委員会：定款・細則等の内容を実行できたか各委員会内で検証を行い、改善点等があれば理事会（必要に応じて統括委員長会）で共有・検討するので提案下さい。

神事協が定款上行うべき事業（定款第5条抜粋）

(事業)	(担当)
第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。	
一 建築士法に基づく、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告その他の業務	一 業務支援委員会？
二 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務	二 指導委員会
三 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務	三 業務支援委員会？
四 建築士法に基づき、神奈川県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務	四 事務局
五 建築士法に基づく登録講習機関からの受託業務	五 事務局
六 事故又は災害を防止し、人命及び財産の安全を確保することを目的とした官公庁等からの受託業務	六 災害時対策特別委員会等
七 官公庁への建議及び内外の関係諸団体との交流	七 正副会長会
八 建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所に設計等を委託する建築主の利益保護に関する調査・研究・広報業務	八 業務支援委員会
九 会員建築士事務所及び所属する建築士等の福利厚生の上昇に資する事業	九 総財務委員会、 ブロック支部委員会
十 県民の建築知識の普及及び啓発の事業	十 神事協全体、 広報情報委員会

十一 耐震診断調査等に関する事業	十一 造特別委員会
十二 前各号の事業に関する図書並びに印刷物等の刊行及び頒布	十二 事務局
十三 その他本会の目的を達成するために必要な事業	十三 理事会、総財務委員会

- ・以下を統括委員長会資料として提出することとした。
 - 1 各委員会の所掌内容の確認（今後の運用としての提案）
 - 2 検討依頼書の活用（今後の運用としての提案）
- ・継続的に議論していく必要があることから、次回も継続検討することとした。

（４）一般社団法人かながわ建築事務所協会（建事協）について

- ・追加資料（理事会前集中審議正副会長提案資料）により、平山会長から以下の通り説明。以下の内容について、一般社団法人かながわ建築事務所協会が全て了承されたことを報告。今後は、神事協主体で進めることを説明。

<ul style="list-style-type: none"> ・建事協内の出資金の精算は済ませて頂く。 ・建事協の正副理事長を神事協の正副会長が担う。 ・建事協の管理建築士は、神事協の専務理事としない。 ・会計は別だが、予算措置は建事協と神事協の一体として考える。 ・表裏一体と捉えてくれそうな記載を両定款や施行細則などに記載する。 例えば神事協の正副会長が建事協の理事を兼任するみたいな ・受注業務については、行政等、公益性の高い団体からの要請によるもののみとする。 ・運用しながら必要な改善を行っていく。

4 各委員会報告等

①委員会報告

- ・資料 4-1 等により各委員会から報告された。
- 総財務委員会：11/7・入会キャンペーンは、来年度継続しない。
- 業務支援委員会：11/11
- ・2/4「災害時相談員 WEB 勉強会（水害）」、3/18「事業承継セミナー」開催予定。
- 広報情報委員会：11/13
- ・ホームページ改訂を検討。トップページの写真データの再募集を予定。
- ブロック支部委員会：10/25

・11/26 新規開設「建築士事務所」講習会、会員親睦事業の実施に関するアンケート実施予定。

法制委員会：開催なし

指導委員会：11/14

・3/13「調査鑑定登録事務所 必修研修会」、委員会オブザーバー参加募集案作成

青年部会運営委員会：10/18

・次回のワンコインナイト Vol 4 について（2月・川崎）

建築物耐震改修評価特別委員会・専門員会：11/19、11/21・3物件の申込あり

「住・緑・家」運営特別委員会：11/1・会館コンペ2件、実施準備中。

・当会も参画している神奈川県木づかい推進協議会が解散される予定。

マンション等の大規模修繕業務特別委員会：11/1

・業務報酬の算定方法を作成中。2/14 登録事務所必修講習会を実施予定。

景観・まちづくり特別委員会：10/21、11/18

・相模原市より景観整備機構として、支部と活動したいとの意向があった。

災害時対策特別委員会：開催なし

会報誌編集特別委員会：10/15

・瓦版11月号、12月号の検討、会報1月号、3月号の紙面検討。

木造特別委員会：10/24

・1/29 限界耐力計算講習会、3/7) 耐震診断及び耐震補強設計の応用講座、中大規模木造に関する講習会（2月予定）

マロニエ BIM コンペかながわ 2024 実行委員会：10/25、11/1、11/2

・次回報告書を提出予定。今回は社会人の応募が少なかった。日事連へは、時間も足りないため2年～3年での開催とするよう提案する。

倫理委員会：開催なし

5 日事連関係の報告

①第176回関東甲信越ブロック協議会

・資料5-1により、白井日事連副会長から以下の通り報告。

災害時の相互協力体制について

建築設備設計者の慢性的な不足に関するアンケート実施について

→ 日事連・設備関係団体と協議し、実態調査等を実施予定。

②その他

・2025年10月3日 全国大会 新潟大会（関ブロ担当）

・2026年10月2日 全国大会 京都大会

・事務所登録手数料の変更（値上げ）について、各都道府県で2月に条例改正予定。

・2024年12月13日 全国会長会議（岐阜にて開催）

- ・次年度も単位会組織強化支援事業を継続予定（12月13日 全国会長会議で決定予定）
2025年1月に案内送付、締切り2月28日
単位会で3事業、100万円上限は変更なし。ただし、事業変更があった場合は都度報告が必要となる。

6 その他

(1) 行事日程等

- ・資料6-1により、古谷理事から主な会議等の予定を確認するようお願いした。
理事会：12/19、2025/1/16、2025/2/20、2025/3/21
統括委員長会：12/19 13:00～15:00 賀詞交歓会：2025/1/23
総会：2025/6/6

(2) その他

①フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行について（11月1日施行） (https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html)

- ・資料6-2により、山口英生副会長から説明。
目的：①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
②フリーランスの方の就業環境の整備
法律の適用対象：発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）
フリーランス：業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者：フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

契約書のフォーマットもない状況。日事連の弁護士サービスへの相談は可能。
→ 契約書のフォーマット等も含め、担当委員会について検討することとした。
担当者：鈴木業務支援委員長と松井指導委員長

②県への新耐震グリーゾーン木造住宅耐震化の促進に対する要望結果

- ・資料6-3により、山口雄副会長から報告。
11月8日に神奈川県建築安全課へ要望等の実施を報告。
横須賀市、南足柄市、松田町が今年度より対応されている。
支部長へも冊子を送付した。

③入会キャンペーンについて

- ・資料6-4により、古谷理事から説明。
2022年度より実施してきた入会キャンペーン（入会金+会費6ヶ月無料）について、来年度分は継続しないことから、啓発するためのチラシを作成し、周知予定。
入会促進に利用して頂くよう、支部長へもお知らせする。

④かながわPPP/PFI地域プラットフォームについて

- ・資料 6-5 により、酒井専務から神奈川県から提出された資料を説明。
神奈川県よりコアメンバーとしての参加について検討依頼があったため、次回理事会で検討することとした。

かながわ PPP/PFI 地域プラットフォームについて (案)					
1	<p>目的</p> <p>地元企業や県内自治体が PPP/PFI に参画しやすい環境を作り、公民連携による広域的なネットワークを構築することで、関係団体等の協力のもと、かながわにおける PPP/PFI の一層の推進を図ることを目的とする。</p>				
2	<p>位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ かながわ PPP/PFI 地域プラットフォームは、県及び市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く）、関係団体等で構成し、設置済み4市の PPP/PFI 地域プラットフォームと情報共有等を行いながら連携して運営を行う。 ○ 本プラットフォームで対象とする PPP/PFI 事業は、県内全域の県事業及び市町村事業（設置済み4市を除く）とする。 				
3	<p>取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内自治体による事例発表や専門家による講義（ノウハウの習得） ○ 県内自治体における民活予定案件の紹介（情報共有） ○ 地元企業との対話及びサウンディング（公民対話） ○ 参加者リストの共有（マッチング） 				
4	<p>想定するコアメンバー（活動内容等の検討や運営等に主体的にかかわる者）</p> <p>神奈川県、株式会社横浜銀行、一般社団法人神奈川県建設業協会 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会、神奈川県商工会議所連合会 （神奈川県商工会連合会）、一般社団法人神奈川県電業協会 一般社団法人神奈川県空調衛生工業会</p>				
5	<p>運営方法</p> <p>Web 会議にて年1回程度開催、その他市町村の要望に応じて適宜開催を検討</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">事務局（県）</td> <td style="text-align: center;">開催通知、オンライン会議運営</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メンバー（自治体、企業）</td> <td style="text-align: center;">資料作成、案件紹介・発表</td> </tr> </table>	事務局（県）	開催通知、オンライン会議運営	メンバー（自治体、企業）	資料作成、案件紹介・発表
事務局（県）	開催通知、オンライン会議運営				
メンバー（自治体、企業）	資料作成、案件紹介・発表				
6	<p>今後のスケジュール（予定）</p> <p>令和6年度 関係団体との調整（県内市町村とは意見交換済） 令和7年度 地域プラットフォーム設立、第1回セミナー開催（12月予定） 内閣府と協定締結</p>				

⑤「山本理顕氏プリツカー賞受賞記念講演会」について

